

# 平成27年度事業計画

## 1. 英霊顕彰事業

### (1) 総理、閣僚の靖國神社参拝の継続・定着運動の推進等

先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲により、我が国は今日、平和と自由を享受できている。戦没者に対し、国家、国民は、尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

靖國神社は戦没者を祀る我が国唯一の追悼施設であり、国を代表する内閣総理大臣が靖國神社に参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことであり、国家存立の基本である。

安倍総理は一昨年12月26日、靖國神社に参拝した。内外の圧力に屈することなく、信念を貫いて参拝されたことに対して、戦没者遺族は等しく感謝した。本年は終戦七十周年の節目の年であり、総理、閣僚の参拝が望まれるとともに、今後の靖國神社への参拝が定着化するよう運動を推進していかなければならない。

また、内外の圧力を背景にして、一部の国内マスメディアは、靖國神社に代わる新たな追悼施設建設を提起している。国立の戦没者追悼施設新設構想は現政権からは聞こえてこないが、将来にわたり建設に向けて動き出すことも考えられることから、政府の動向や国内マスメディアの報道内容も注視するなど情報収集に努め、総理の靖國神社参拝への道を閉ざすことにもなりかねない建設に向けての動きには、断固反対する。

### (2) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立

天皇陛下が年頭にあたり「満州事変に始まるこの戦争の歴史を十分に学び、今後の日本のあり方を考えていくことが、今、きわめて大切なこと」と述べられたことに鑑み、大東亜戦争の正しい歴史観の確立をはじめ、歴史、伝統、文化などよき固有の精神文化の継承に努める。

### (3) 地方自治体による追悼式等の実施

戦没者の追悼式等は遺族ためのものではなく、国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲となられた方々が対象であり、各自治体は率先して主導すべきである。また、戦前戦中の徴兵制度において、地方自治体が果たした役割を考えると、その責任は永遠に免れるものではない。

しかしながら、遺族の高齢化に伴い、追悼式等への参列者が年々減少していることから孫・曾孫と一緒に参列するよう努める。

また、県、安芸市及び香南市などの追悼式で、中学生が式典に参加し平和の作文を朗読するなど式典内容が見直されている。今後とも、各自治体で行われる追悼式には平和学習の一環としての児童・生徒の参列をお願いするなど式典内容を見直すよう継続的に要請を行う。

さらに、市町村や各種団体が行う追悼式等へ本会役員が可能な限り参列し、追悼の言葉を述べるなど慰霊・追悼を行う。

### (4) 高知県護国神社の慰霊行事への奉賛協力等

高知県においては、知事の護国神社への参拝が春秋の例大祭へ引き続き参拝が行われており、遺族は等しく感謝している。

引き続き、知事の護国神社への参拝を要請するとともに、終戦七

十年という節目の年にあたり、県内多くの地方公共団体の首長等の参拝を求めていくとともに、本会役職員による例大祭をはじめ、各種慰霊行事等の奉賛協力を行う。

さらに、節目の年を記念して靖国神社への参拝を広く求め、英霊顕彰の意義を深める。

#### (5) 忠霊塔等の実態調査と戦没者の遺品の収集・保存

これまで県下各地区遺族会及び各会員の協力を得て、忠霊塔等の実態調査を行うとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていくため県立歴史民俗資料館で戦没者の遺書や手紙などの戦時資料を収集、展示公開する取り組みを続けてきた。

忠霊塔調査については、来年度当初に立ち上げる予定のホームページに掲載した内容について補足調査を続け、各地区において今後の維持管理等を検討するための資料として活用する。

遺品収集は、昨年末に県に報告を行なった。今後、県の歴史民俗資料館での保管・展示に取り組むとともに、引き続き女性部を中心として遺族に対して資料収集への一層の協力を要請する。

#### (6) 戦跡慰霊巡拝

沖縄や南方地域で散華された本県出身の英霊1万8千5百余柱が祀られている沖縄「土佐之塔」への慰霊巡拝を11月14日(土)～16日(月)の日程で実施する。

#### (7) 遺児慰霊友好親善事業

日本遺族会が国の補助を受けて実施する本事業は、亡き父の慰霊

追悼を行うとともに改めて英霊顕彰を考える貴重な機会である。

このため、遺族会報への掲載や県の広報誌への掲載依頼などにより参加者の増加を図るとともに、特に、国において終戦七十周年を記念して実施する洋上慰霊について、一層の広報活動を行い参加者募集に努める。

●平成27年度実施地域

◎広域地域 14地域、864名（予定）

- ①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④マリアナ諸島
- ⑤ボルネオ・マレー半島 ⑥中国 ⑦東部ニューギニア
- ⑧トラック・パラオ諸島 ⑨ソロモン諸島 ⑩ミャンマー
- ⑪フィリピン ⑫洋上慰霊（南西諸島、台湾・バシー海峡、  
フィリピン東方、中部太平洋等）

※なお、平成27年度上記地域は一回のみの実施とする。

◎特定地域 1地域、36名（予定）

- ①マーシャル諸島

(8) 政府（厚生労働省）主催の遺骨収集帰還事業等

政府主催の遺骨収集帰還事業等には、孫・曾孫等の参加をより一層促すとともに、引き続き積極的に参加協力する。

●平成27年度遺骨収集帰還等実施地域 13地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島
- ④インドネシア ⑤パラオ ⑥沖縄 ⑦硫黄島 ⑧ハバロフスク
- ⑨沿海 ⑩イルクーツク ⑪アムール ⑫ユダヤ自治州
- ⑬ブリヤート共和国

●平成27年度慰霊巡拝実施地域 12地域（予定）

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③インドネシア ④パラオ
- ⑤北ボルネオ ⑥中国 ⑦硫黄島 ⑧ハバロフスク ⑨沿海
- ⑩ザバイカル ⑪イルクーツク ⑫ウズベキスタン

(9) 日本遺族会主催の戦跡慰霊巡拝

●平成27年度実施地域（予定）

- ①パラオ諸島地域

(10) 全国戦没者追悼式への参列

国が8月15日に実施する全国戦没者追悼式へ参列する公費対象の遺族代表を県から依頼を受けて募集し、県とともに遺族団を引率・参列する。節目となる本年の国費の参加者が各県55名に拡充されることから、各支部での参加の呼びかけを従来に増して活発に行うよう努める。

さらに、国費での参列対象の範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大することや戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者も制約なく参列できる制度への改善について引き続き要請を行うとともに、式典に児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど式典内容の見直しを求める。

## 2. 広報啓発事業

高知県遺族会報を毎月一回発行し、国の援護行政の情報、県下各地域の遺族会の活動状況や日本遺族会の動向などの情報を提供し、遺族会の行っている英霊顕彰運動や処遇改善運動への理解と協力を促進す

る。

また、来年度当初に立ち上げる予定の遺族会のホームページの活用により遺族会の目的、組織や活動内容の積極的なPRを行い、その運営や組織の拡充強化等に努める。

### 3. 遺族福祉向上事業

#### (1) 公務扶助料等の改善

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づいて支給されるものであって、この主旨に基づいて改善が行われるよう強く国に働きかける。

#### (2) 特別弔慰金の支給要件の改善

昨年度まで、遺族会にとって処遇改善の最重点項目として遺族会の総力を結集して運動を推進してきた特別弔慰金の継続・増額は、第10回として年額5万円、5年償還の国債を2回発行することで実現した。

この実現に尽力され、協力された各関係者、関係団体・機関に感謝するとともに、引き続き戦没者の孫、曾孫等も支給対象となるよう支給要件の改善に努める。

#### (3) 組織の拡充強化

遺族会は会員の高齢化に伴って組織が弱体化してきており、遺族福祉の向上を図っていくうえでも組織の拡充強化が必要である。このため、今回の特別弔慰金の継続・増額については、全国の遺族会

の総力を上げた結果であり、同時に高知県遺族会として誇るべき成果であることを積極的にPRするとともに、次の取組を推進する。

ア. 戦没者の遺児は、組織の中心的役割を担うことを自覚し、慰霊祭への参加、会費の徴収、遺族会報の配布等々、積極的に遺族会の活動に参加協力する。

また、各種事業に戦没者の孫・曾孫等と一緒に参加するなど、新たな後継者づくりに努力する。なお、孫・曾孫を中核とした「青年部」＝「孫・曾孫の会」の組織化については、本県の実状を踏まえ検討を進める。

イ. 地区遺族会は、引き続き新規会員の獲得と後継者の育成を図るため以下のことに努める。

●全国戦没者追悼式、慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の参加者に対し、漏れなく会員になるよう働きかける。

●特別弔慰金受給対象者に対し、申請に関する相談等を通じてその主旨、運動の経緯等を説明するとともに、理解と協力を要請し組織活動への参画を働きかける。

●正会員が亡くなられたときには、その遺族の入会を働きかける。

ウ. 女性部に女性遺児の参加を積極的に要請するとともに、男性遺児の配偶者等の入部を促進し、その活動を通じて女性部の充実と後継者の育成に努める。

エ. 会費の減少や金利の低下により財源の確保が大きな課題である。

このため、新たな会員の確保や各自治体に遺族会への支援の継続を働きかけるなど安定的な財政運営の確保に努める。

#### (4) 老人福祉事業

100歳、85歳を迎えた戦没者の妻を表彰し、これまでのご労苦に感謝する。

(5) 壮年部・女性部事業

遺族会のおかれている厳しい現状を認識し、今後とも英霊顕彰や遺族福祉の向上などの遺族運動を中心となって担っていく遺児の資質向上を図るため、壮年部・女性部と合同で研修を実施するほか、日本遺族会が開催する研修会への積極的な参加など、組織の後継者としての意識向上を図る。

(6) 遺族大会

県民挙げての英霊顕彰の推進を図るため、終戦七十周年の節目の年にふさわしい遺族運動の現状や課題について考える遺族大会を開催する。

#### 4. 終戦七十周年記念事業の実施

終戦七十周年の記念し、これまで遺族会が実施してきた事業を下記のとおり充実させ実施する。

(1) 靖国神社、千鳥が淵墓苑への集団参拝

1. 英霊顕彰事業(4)高知県護国神社の慰霊行事への奉賛協力等  
のとおり、終戦七十年の節目の年に高知県遺族会として、英霊が眠る靖国神社や千鳥が淵墓苑への参拝を行うことは改めて意義深いことである。

昨年10月25日発行の遺族会報で報告したとおり、靖国神社の



坂明夫禰宜様からのお誘いもあり、七十年の節目の年の年末を目途に集団参拝団を募集する。

(2) 土佐の塔の慰霊巡拝の実施について

1. 英霊顕彰事業(6)戦跡慰霊巡拝に記載したとおり、11月14日(土)～11月16日(月)に実施する「第50回沖縄・土佐之塔慰霊大祭」に向けた慰霊巡拝団の募集について、孫、曾孫の参加を積極的に呼びかけるとともに、その参加に当たっての自己負担額の軽減に努め、遺族会組織の拡大強化の環境整備を図る。

(3) 記念遺族大会の実施

3. 遺族福祉向上事業(7)遺族大会にあるとおり、例年開催している遺族大会について、県民挙げての英霊顕彰運動の推進を図るため、遺族運動の現状や課題等について考える節目の年にふさわしい遺族大会として、護国神社で予定している記念の臨時例大祭の実施とあわせて、9月下旬以降に開催する。